

平成 22 年 5 月 31 日 裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第 1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、請求人に対し、健康保険法（以下「法」という。）による療養費として、後記第 2 の 2 記載の原処分に係る〇万〇〇〇〇円に加えて、同 3 の(2)記載の〇〇〇〇円を支給することを求めるということである。

第 2 再審査請求の経過

- 1 健康保険の被保険者である請求人は、平成〇〇年〇月〇〇日、大腸ファイバースコープによる検査及びポリープ切除のため、a 病院で診療（以下「本件診療」という。）を受け、本件診療に要した費用の額が〇万〇〇〇〇円であったとして、平成〇〇年〇月〇〇日（受付）、全国健康保険協会〇〇支部長（以下「支部長」という。）に対し、法による療養費（以下、単に「療養費」という。）の支給を申請した。
- 2 支部長は、平成〇〇年〇月〇〇日付で、請求人に対し、〇万〇〇〇〇円の療養費を支給する旨の処分（以下「原処分」という。）をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、要旨、次のように述べて、再審査請求をした。

「略」

### 第3 問題点

1 法第87条第1項は、「保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下、この項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。」と規定している。

法第87条第2項は、「療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から、その額に第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合（注：請求人の場合は、100分の30）を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、保険者が定める。」と規定している。

法第87条第3項は、「前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第76条第2項の費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第85条第2項の費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第85条の2第2項の費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては前条第2項の費用の額の算定の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。」と規定している。

法第76条第2項は、「前項の療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする。」と規定している。

- 2 本件診療が法第87条第1項に規定する療養費の支給要件を満たすものであることについては当事者間に争いが無いものと認められるから、本件の問題点は、前記1の関係法令に照らし、原処分が適法かつ妥当と認められるかどうかである。

#### 第4 審査資料

- 1 「略」
- 2 上記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。
  - (1) 請求人が健康保険の被保険者証を提示して本件診療を受けたとすれば、その診療に要した費用〇万〇〇〇〇円の3割を負担するにとどまり、消費税相当額〇〇〇〇円を負担することはなかったところ、本件診療の当日において、被保険者証は請求人に交付されておらず、その結果として、a病院が本件診療を自由診療として取り扱い、消費税相当額を請求人から領収したことは明らかであるから、その時点でa病院の執った措置には何らの問題も存しないというべきである。また、保険者が、前記1の(3)のウで述べているように、療養費は、本来消費税が課税されない療養の給付に代えて、支給されるものであるから、療養の給付の範囲外である消費税相当額について療養費が支給されないことは理にかなっているというべきである。そうすると、本件診療に要した費用は〇万〇〇〇〇円とするのが相当であり、その7割の〇万〇〇〇〇円を療養費として支給するとした原処分は、適法であり、何ら不当な点も存しないものというべきである。
  - (2) なお、a病院が本件診療について請求人から支払を受けた消費税相当額の今後の処理の問題が、本件再審査請求における審査・判断の対象とはならないものであることはいうまでもない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。